

「指定管理者制度」について知っておくべきポイント

調査部研究員 齋藤 彬子（小金井市派遣）

1. はじめに

2003年に地方自治法（以下「法」という。）の改正により指定管理者制度が開始されました。2018年4月1日現在、多摩・島しょ地域39自治体のうち33自治体、延べ2,096施設で導入されています^{〔1〕}。一方で、施設所管課以外の職員にとっては、言葉は聞いたことがあっても「指定管理者制度とは何か？」をいざ説明するとなると難しいと感じる方も多いのではないのでしょうか。

本稿では、多くの職員に指定管理者制度を知ってもらうために、制度の概要やメリットとデメリットを解説していきます。

2. 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のことで、法第244条の2に定められてる公民連携の手法の一つです。

法第244条の2
(公の施設の設置、管理及び廃止)

1 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（三指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

<出典>法を基に筆者作成

この条文によって、2003年の法改正以前は制限されていた民間事業者（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）にも、公の施設の管理を任せることができるようになりました。

また、指定管理者制度を導入するには、指定管理者の指定の手続きについて条例で定める必

要があり、さらに、指定管理者の指定は議決事項となっています。指定期間については、施設の特性に応じた設定をすることができます。

次に、「公の施設」とはどのような施設が該当するのか確認します。

3. 公の施設とは

法第244条
(公の施設)

1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

<出典>法を基に筆者作成

公の施設とは、①その地方自治体の住民の利用に供するものであること、②住民の福祉増進を目的とするものであること、③地方自治体が設置するものであること、という要件を満たす施設が該当します。公の施設を分類したものが以下の表です（図表1）。

▼図表1 公の施設の分類

公の施設	分類	施設の例
○	体育施設	体育館・運動場・プール
	教育・文化施設	博物館・美術館・図書館・文化会館・公民館・コミュニティセンター
	社会福祉施設	老人福祉施設・児童福祉施設・保育園
	公営企業	公立病院・上水道・下水道・工業用水道・バス路線
	その他	公園・道路・河川・学校・公営住宅・墓地
×	—	庁舎・試験研究機関・競輪場・留置場

<出典>「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引き【改訂版】」（成田頼明、第一法規、2009）を参考に筆者作成

図表1より、地方自治体が設置する施設の多くは公の施設であると考えられます。一方、住民の利用に供することを目的としていない庁舎等は、公の施設には該当しません。公の施設に指定管理者制度を導入している身近な具体例を確認してみましょう。

●公の施設に指定管理者を導入している例

施設名	小金井 宮地楽器ホール ^{〔2〕} (条例名：小金井市民交流センター)
設置者名	小金井市
指定管理者	こがねいしてい共同事業体（野村不動産パートナーズ株式会社、サントリーパブリシティサービス株式会社の二者からなる共同事業体 ^{〔3〕} ）
条例	小金井市民交流センター条例、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
指定期間	2015年4月～2020年3月

▼ホール外観写真



<出典> 小金井市提供

4. 指定管理者制度を導入する メリット・デメリット

ここまで、指定管理者制度や公の施設について概要を解説しました。では、指定管理者制度を導入することのメリットとデメリットは何でしょうか。

(1) メリット

指定管理者には、民間事業者として蓄積したノウハウがあります。こうした指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することができます。魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実は、利用者満足度の向上にもつながります。

また、指定管理者の選定手続きを公募とすることで、民間事業者間の競争原理に基づき自治体の経費縮減につながる可能性があります。

(2) デメリット

施設を所有する自治体と、実際にサービスを提供する指定管理者が別主体であるために生じる問題があります。指定管理者が自治体に代わって公の施設の運営をするので、自治体は運営の意識を持ちにくくなる危険性があります。また、その施設で直接住民に顔を合わせるの是指

定管理者であるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合もあります。

他にも、経費縮減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が変わることによって、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったりすることがあります。あわせて、指定期間の終了を迎え、新たな指定管理者を公募しても、現行の指定管理者しか手が上がらず、運営に関する新たな提案が出にくいという問題もあります。

こうしたデメリットもあり、指定管理者制度を導入した場合でも直営に戻し、より良い運営手法を再考する動きも出てきています。

5. おわりに

本稿では、指定管理者制度の概要とメリット・デメリットについて解説してきました。

自治体職員として、まずは制度自体をよく理解することが大切です。そして、住民目線で施設の運営に目を配りつつ、自治体と民間事業者が理解と対話を深め、公共サービスの質の向上と持続的な提供に向けて取り組んでいくことが重要です。

現在は、PPP^{〔4〕}・PFI^{〔5〕}など新たな公民連携の手法も注目されています。各自治体において指定管理者制度を含めた公民連携の機会が、今後ますます増えてくることが想定されることから、より良い施設運営のために最適な手法を考える必要があります。

〔1〕 総務省ホームページ「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和元年5月17日公表）」の市町村個票より算出

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000076.html（2019年6月3日確認）

〔2〕 ネーミングライツ（施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利）を活用した名称

〔3〕 大規模施設の管理・運営のために、各団体のノウハウを有効活用できるよう複数の団体が共同して構成した企業体

〔4〕 Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行うこと

〔5〕 Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方